

「野焼き」は禁止行為です！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則としてすべての廃棄物について野焼きが禁止されています。

廃棄物処理のポイント

①ドラム缶やブロック 囲い等の焼却は禁止です。

焼却炉で焼却することは法律で認められていますが、厳しい炉の構造基準が設けられています。ドラム缶やブロック等で囲っただけでの焼却炉は認められませんので、やめましょう。

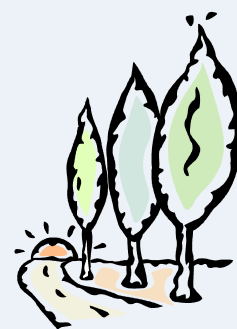


②農業上排出された廃棄物は適正処理しましょう。

農業上排出された豆がら、麦稈、長いも茎葉、ネットなどは堆肥として利用するか、廃棄物として処理業者などに依頼して適正に処理しましょう。

③防風林の敷地の木の根は焼却できません。

農業上整備されている防風林などの木の根は廃棄物になります。焼却処理することは禁止されていますので、処理業者などに依頼して適正に処理しましょう。



④庭木から出た枯葉・枝等はゴミの日に出しましょう。

指定ごみ袋（燃やすごみ）に入れて出してください。また、ゴミ処理券を貼る場合は、太さ5センチ以内で長さ1メートル以下に切り、1メートル程度のひもでしばって、ひもにゴミ処理券を2つ折りにして出してください。

～ 問合せ先～

帯広市都市環境部環境室環境課環境対策係
Tel0155-65-4136

～ 処理業者に関する問い合わせ先～

帯広市都市環境部環境室清掃事業課
Tel0155-37-2311